

事業者各位

一般財団法人 日本産業技能教習協会
本 部 千代田区神田美倉町 10
喜助新神田ビル 3 階 34 号室
☎ 03-3254-8404～5
埼玉支部 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1
☎ 048-532-5781

クレーン特別教育のご案内

労働安全衛生法により吊り上げ荷重 5t 未満のクレーン（ホイスト式クレーン・タワークレーン・ケーブルクレーン等）の運転は特別教育を修了した者でなければクレーン運転の業務に従事させてはならない事に、義務づけられております。

当協会は、埼玉労働局長の登録教習機関として登録を受けた技能教習機関で、クレーン運転等の特別教育を実施しておりますので、関係者の受講についてご配慮頂けるようご案内申し上げます。

1. 講習日時

実施回	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日程	4 月	7 月	9 月
	1 2～1 3	2～3	5～6
定員	2 0 名	2 0 名	2 0 名

2. 講習会場

一般財団法人 日本産業技能教習協会 埼玉支部
熊谷市三ヶ尻新山 3858-1 ☎048-532-5781 fax048-533-8401

3. 受講資格

満 1 8 歳以上の方であれば、性別、経験を問わず受講出来ます。

4. 講習費用

受講料 15,120 円（税 1,120 円） 教材費 1,650 円（税 122 円）
合計 16,770 円

5. 講習時間

学科講習（9時間）

クレーンに関する知識 3時間

原動機及び電気に関する知識 3時間

クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2時間

関係法令 1時間

実技講習（4時間）

クレーンの運転 3時間

クレーンの運転のための合図 1時間

6. 申請書送付先

当協会 埼玉支部（熊谷教習所）
一般財団法人 日本産業技能教習協会
☎360-0843 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1
☎048-532-5781 fax048-533-8401

7. 申込方法

お電話で予約、もしくは、Web ページから印刷した予約申込書の FAX での予約をお願いします。当協会より送付された特別教育申込書には**必要事項を記入、捺印し、写真1枚「3×4cm」**を添えて、受講料とともに手続きをお願いします。

8. 講習料振込先

一般財団法人 日本産業技能教習協会
三井住友銀行神田駅前支店 普通 145553

◎ その他

指定日に受講出来ない場合は受講資格が無効になり受講料の払い戻しは致しません。

尚、正当な理由が有り受講出来ない場合は、事前に当協会に連絡し次回指定の日時のみ受講許可を受けて下さい。

*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

◎申込書・振込み等が無い場合はキャンセル扱いになります。